

# 国土・社会資本・建設産業の再生

平成25年11月14日  
国土交通省顧問 佐藤 直良



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

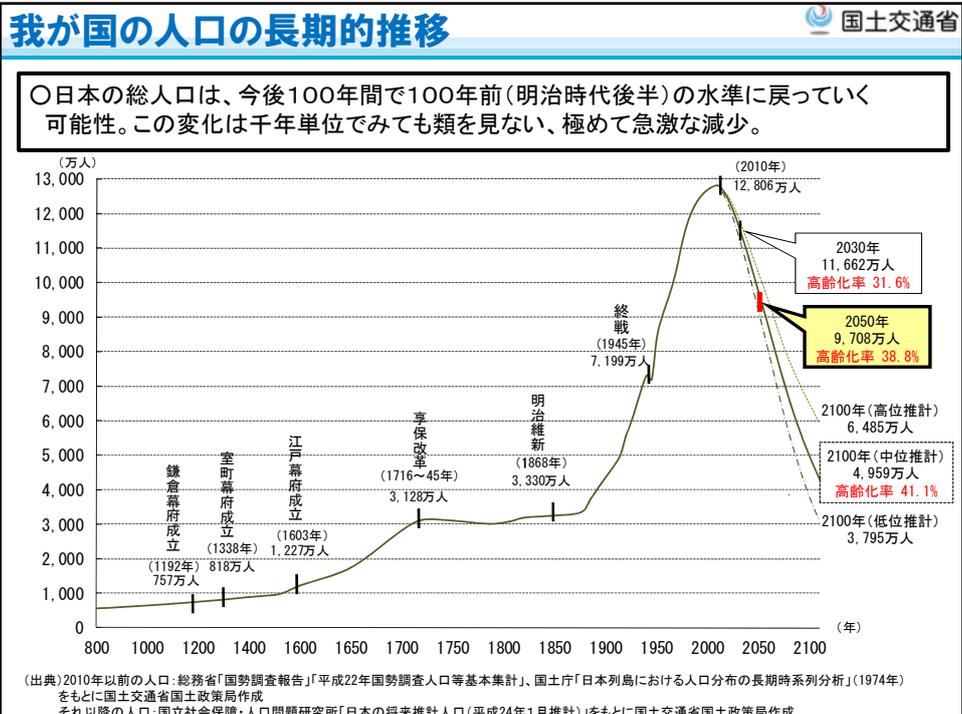
## 目次



国土交通省

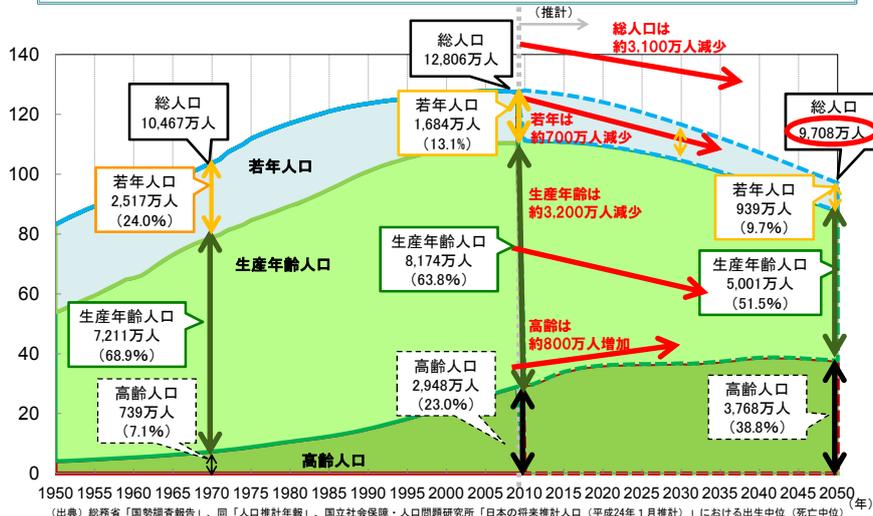
- I 国土の課題
- II 社会インフラの老朽化対策
- III ダム再生技術
- IV 建設産業と発注行政

# I 国土の課題



# 我が国の人口構造の長期推計

○日本の総人口は、2050年には、9,708万人と約3,100万人減少(約24.2%減少)。  
 ○65歳以上人口は約800万人増加するのに対し、生産年齢人口(15-64歳)は約3,200万人、若年人口(0-14歳)は約700万人減少する。その結果、高齢化率でみればおよそ20%から40%へと高まる。

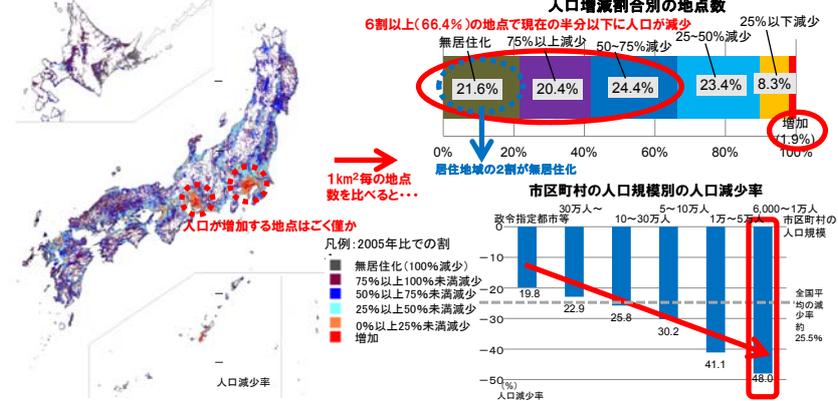


(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計をもとに、国土交通省国土政策局作成  
 (注1) 「生産年齢人口」は15~64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口 (注3) 2010年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている  
 (注2) ( )内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合 (注4) 1950~1969、1971年は沖縄を含まない  
 ※国土審議会長期展望委員会中間とりまとめ(H23.2)をもとに、公表以降に最新データに基づき更新

# 人口の低密度化・地域的偏在の進行

○全国を「1km<sup>2</sup>毎の地点」で見ると、全国的な人口減少率(25.5%)を上回って人口が減少する(人口が疎になる)地点が多数となっている。特に**人口が半以下になる地点が現在の居住地域の6割以上**を占める。  
 ○**人口が増加する地点の割合は2%以下であり、東京圏と名古屋圏に多い。**  
 ○「市区町村の人口規模別」を見ると、**人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向**が見られる。

【図1: 2005年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

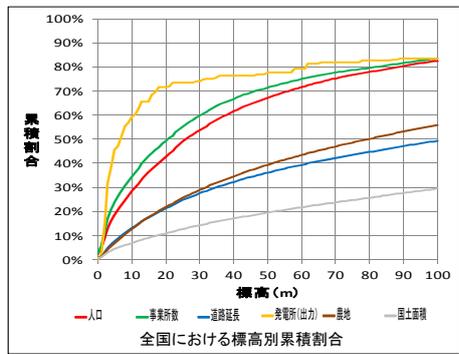
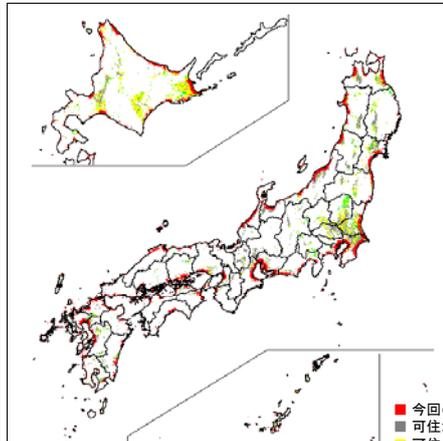


⇒これから生じる人口減少は、国土全体での**人口の低密度化と地域的偏在が同時に進行**するという、これまで経験したことがない新たな現象が進行すると考えられ、そのことにより生じる課題を整理・検討する必要。

※国土審議会長期展望委員会中間とりまとめ(H23.2)より

## レジリエンスの確保 災害リスクを考慮した国土利用の必要性 国土交通省

- 東日本大震災では、津波により臨海部の低地が大きな被害。
- 臨海部の低地への人口や諸機能の集中は国土全体に見られる傾向。
- ハード・ソフト施策に加え、将来の人口減少等も踏まえ、中長期的観点から人口や諸機能を災害リスクのより低い地域へ粘り強く誘導することが重要。



### 【可住地における災害リスクの分布】

出典：各都道府県資料をもとに国土政策局作成

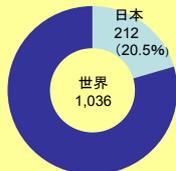
- 今回の津波浸水区域と同様な条件の地域 (注1)
  - 可住地 (注2)のうち、災害リスクの高い地域
  - 可住地のうち、災害リスクは低いが強土地利用規制がかかっている地域
  - 可住地のうち、災害リスクが低かつ強い土地利用規制がかかっていない地域
- (注1) 海岸線から10km以内かつ標高30m以下の地域  
(注2) 可住地は最大傾斜度8度以下、土地利用が都市、水域を除くもの

## 狭い国土に集中する災害と経済活動 国土交通省

わが国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。世界全体に占めるわが国の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数20%など、世界の0.25%の国土面積に比して非常に高い。その一方でわが国は世界のGDPの8.6%を占めており、世界の経済に与える影響が大きい。

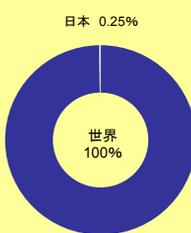
### 0.25%の国土面積に集中する災害と経済活動

#### マグニチュード6.0以上の地震回数



注) 2000年から2009年の合計。日本については気象庁、世界については米国土質調査所 (USGS) 震源資料をもとに内閣府集計。

#### 国土面積

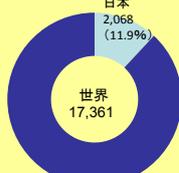


#### 活火山数



注) 活火山は過去およそ一万年以内に噴火した火山等。日本については気象庁、世界については米国の Smithsonian 自然史博物館の火山資料をもとに内閣府集計。

#### 災害被害額 (億ドル)



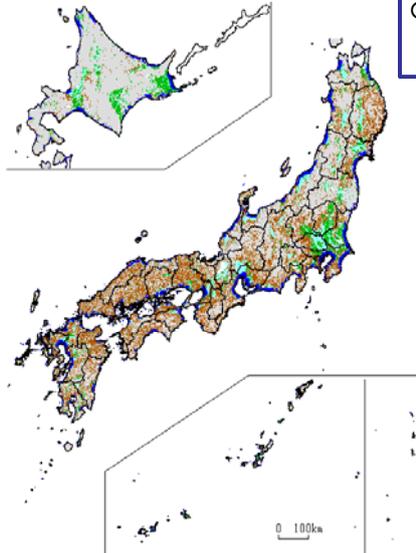
注) 1979年から2008年の合計。CREEDの資料をもとに内閣府において作成。

#### GDP (10億ドル)



注) IMF (2010年) 資料をもとに国土交通省国土政策局作成。

## 災害リスクの高い地域が全国に広く分布



- 東日本大震災から想定される最大規模の津波浸水区域は、国土の10%を占める。
- その他、洪水リスクの高い地域が9%、土砂災害危険箇所を含む地域が24%あり、災害リスクが低く、かつ居住に適する地域はわずか6%である。

■東日本大震災から想定される最大規模の津波浸水区域	10%
■洪水リスクの高い地域(上記の2地域を除く)	9%
■土砂災害危険箇所(上記の2地域を除く)	24%
■傾斜地(上記の3地域を除く)	49%
■水域	2%
■上記以外の地域	6%

- (注1) 東日本大震災の津波浸水区域と同様な条件の地域は、海岸線から10km以内かつ標高30m以下の地域
- (注2) 洪水リスクの高い地域は、三角州や干潟、谷底平野等の地形上の地域
- (注3) 土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流Ⅰ、Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱを含む地域
- (注4) 傾斜地は、最大傾斜度8度を超える地域
- (出典) 国土数値情報、1/50万地形分類図、各都道府県資料に基づき国土交通省国土政策局作成

※国土審議会防災国土づくり委員会災害に強い国土づくりへの提言(H23.7)より

## 平成25年の主な水害・土砂災害(平成25年9月3日現在)

### ●平成25年7月22日からの大雨等

特に山口県と島根県では、7月28日の午前中を中心に記録的な大雨となった。山口県萩市、山口市、島根県津和野町等で浸水被害が発生した他、両県で土砂災害が発生。一連の大雨による全国の一一般被害は、死者は山口県2名、新潟県1名、行方不明者は山口県・島根県で計2名、床上・床下浸水は全国各地で計3,200棟にのぼった。(死者・行方不明者数については8月3日17:00現在の消防庁の情報による)



※国土交通省調べ被害状況

●平成25年度に観測史上1位の1時間雨量を記録した観測所  
101地点 34都道府県  
(気象庁HP資料を基に作成)



### ●平成25年8月9日からの大雨

8月9日、岩手県と秋田県を中心に記録的な大雨となり、河川の増水や土砂災害が発生。この大雨による洪水、土砂災害等により、秋田県で死者6名、岩手県で死者2名となったほか、岩手県、秋田県を中心に住家被害や農地被害が生じた。(死者・行方不明者数については8月14日18:30現在の消防庁の情報による)



※国土交通省調べ被害状況

## 新たな「国土のグランドデザイン」構築について

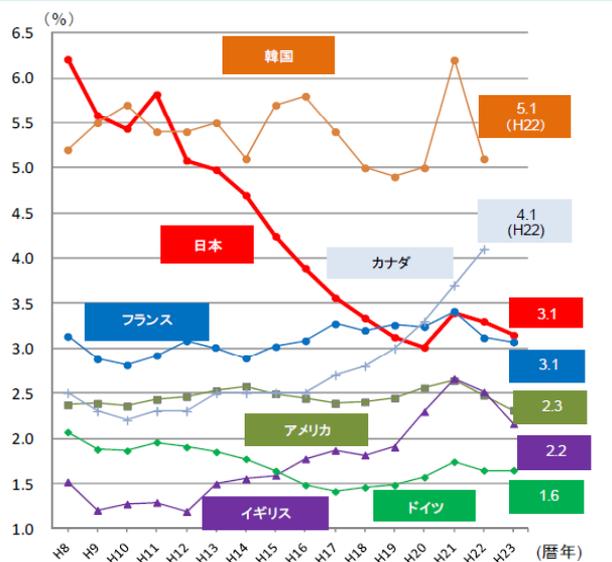
国土形成計画（平成20年閣議決定）策定後の国土を巡る大きな状況の変化や厳しい現状を受け止めつつ、国民の将来への不安感を払拭し、今後の国土・地域づくりの指針となる中長期（概ね2050年）を見据えたグランドデザインを構築するため、「新たな『国土のグランドデザイン』構築に関する有識者懇談会」を設置。

### スケジュール(案)

10月28日(月)	第1回有識者懇談会
11月27日(水)	第2回有識者懇談会
12月19日(木)	第3回有識者懇談会
平成26年1月～	第4回～第6回懇談会
平成26年春頃	新たな「国土のグランドデザイン(ver.1.0)」の構築

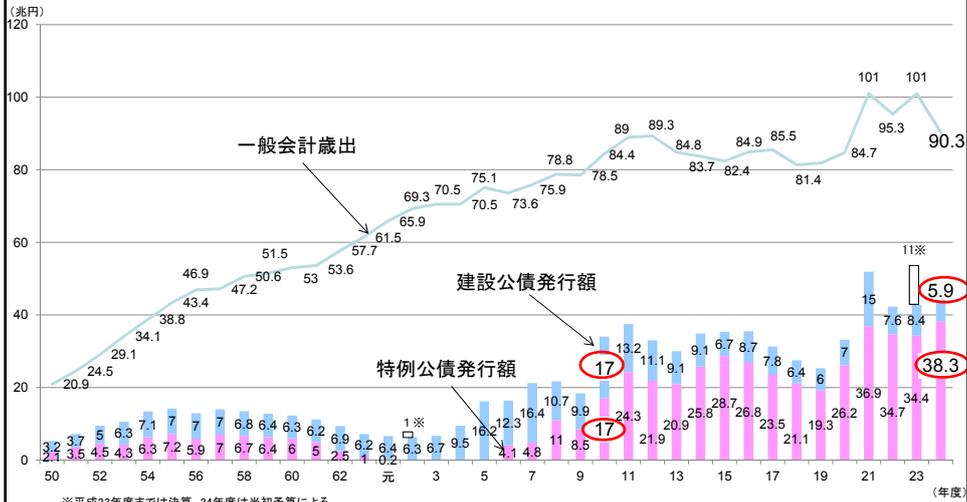
## OECD主要国における一般政府公的固定資本形成のGDPに占める割合

○我が国の一般政府公的固定資本形成の対GDP比は減少してきており、近年は、欧米諸国と同等の水準。



## 歳出総額及び公債発行額の推移

○ 平成10年度と比較して、平成24年度の特例公債発行額は2倍以上に。一方で建設公債発行額は、半分以下に。



※平成23年度までは決算、24年度は当初予算による。  
 ※平成2年度は、沿岸地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約1兆円発行。  
 ※平成23年度は、東日本大震災に係る復興公債を約11兆円発行。

(財務省公表資料を元に作成)

## II 社会インフラの老朽化対策

# 社会資本の老朽化の現状

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、今後20年で建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる

## 《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

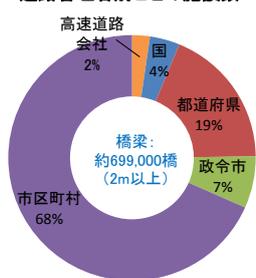
	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 [約40万橋 <sup>注1)</sup> (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約16%	約40%	約65%
トンネル [約1万本 <sup>注2)</sup> ]	約18%	約30%	約45%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 <sup>注3)</sup> ]	約24%	約40%	約62%
下水道管きよ [総延長:約44万km <sup>注4)</sup> ]	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 [約5千施設 <sup>注5)</sup> (水深-4.5m以深)]	約7%	約29%	約56%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。  
 注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。  
 注3) 建設年度が不明な約1000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)  
 注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)  
 注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

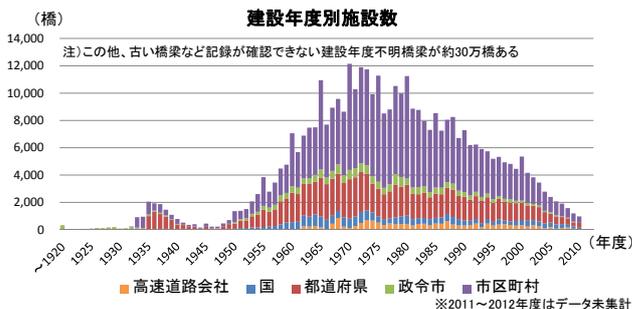
# 道路（橋梁～橋長2m以上～）

※東日本大震災の被災地域は一部含まず  
 ※都道府県・政令市は、地方道路公社を含む

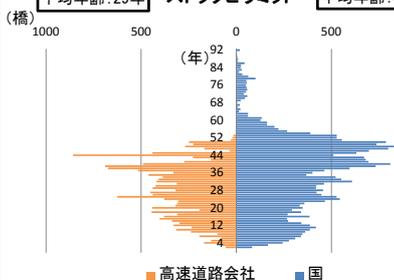
## 道路管理者別ごとの施設数



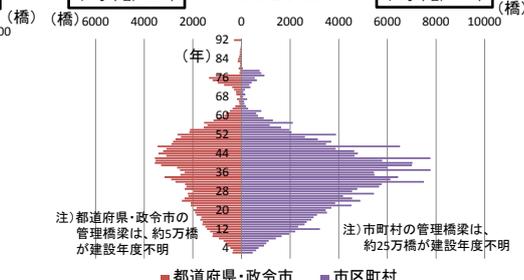
## 建設年度別施設数



## 平均年齢:29年 ストックピラミッド



## 平均年齢:35年 ストックピラミッド

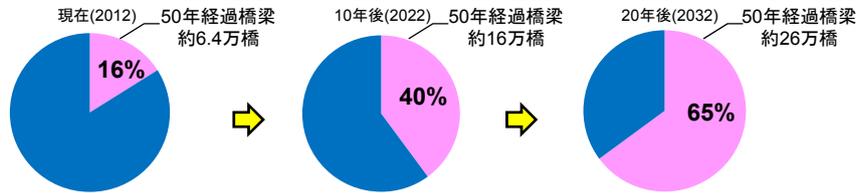


注) 平均年齢は、建設年度が把握されている施設の平均

出典:国土交通省調べ

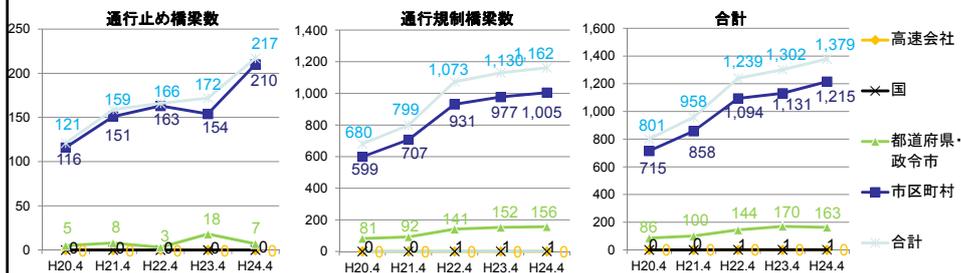
# 日本の橋梁の現況

・全国の橋梁(2m以上)※における築後50年以上割合は16%存在(2012年時点)、  
10年後には40%、20年後には65%



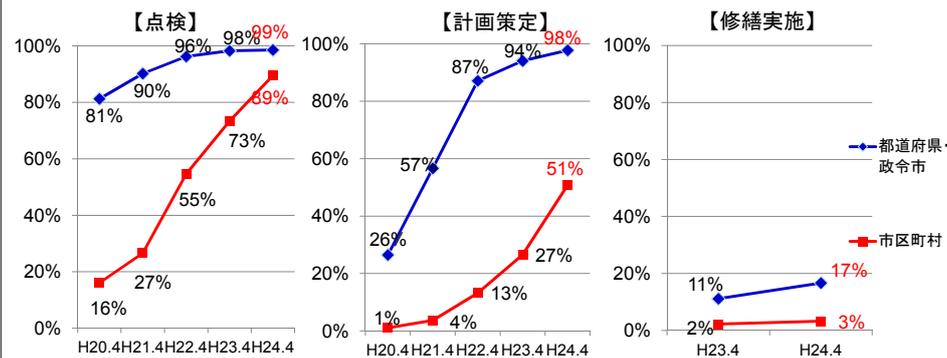
※古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁約30.1万橋は除く

・地方公共団体が管理する橋長15m以上の橋梁における通行止め・通行規制橋梁数は1,378橋(平成24年4月時点)



# 橋梁の長寿命化に係る地方公共団体の取組み状況

## ■橋梁点検・長寿命化修繕計画策定・修繕実施状況



## ■国の地方公共団体に対する支援内容

市町村が橋梁寿命化修繕計画を策定していない理由の多くは、「財政力不足」、「職員不足」

### 【技術支援】

○地方整備局、国土技術政策総合研究所及び(独)土木研究所による支援 等

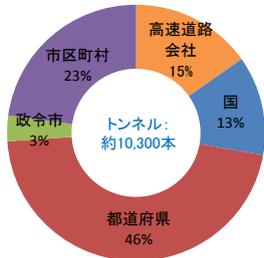
### 【財政支援】

○防災・安全交付金による重点的に支援

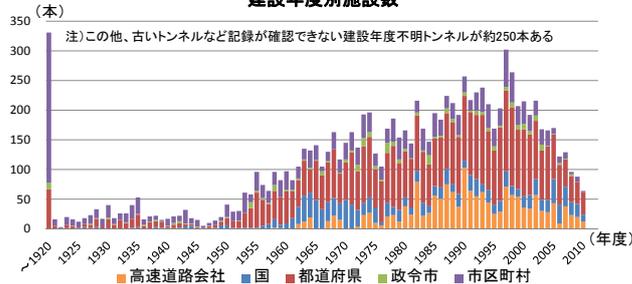
# 道路（トンネル）

※都道府県・政令市は、地方道路公社を含む

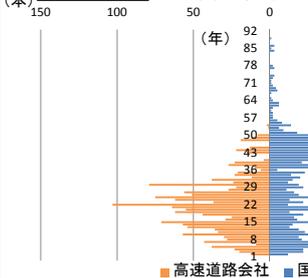
道路管理者別ごとの施設数



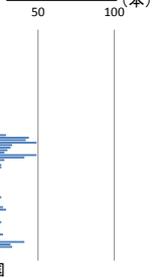
建設年度別施設数



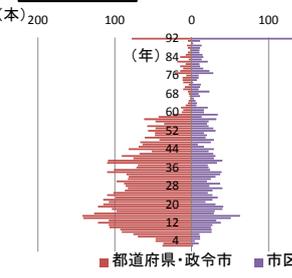
平均年齢:22年 ストックピラミッド



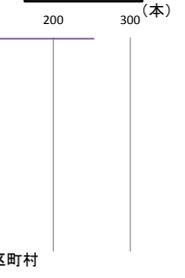
平均年齢:32年



平均年齢:32年 ストックピラミッド



平均年齢:46年

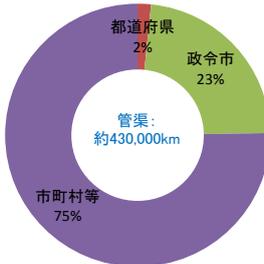


注)平均年齢は、建設年度が把握されている施設の平均

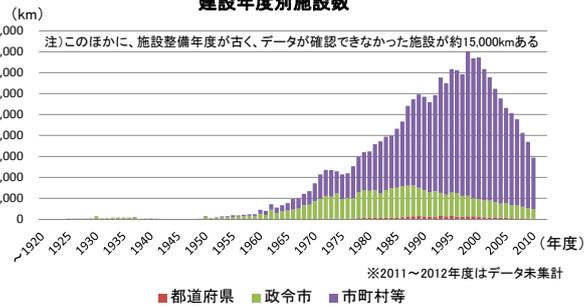
出典:国土交通省調べ

# 下水道（管渠）

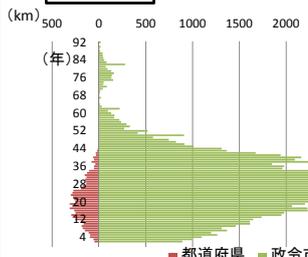
管理者ごとの施設延長



建設年度別施設数



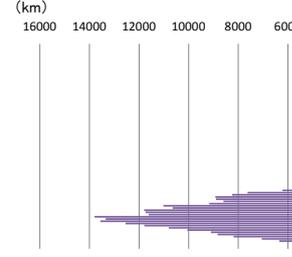
平均年齢:20年 ストックピラミッド



平均年齢:28年



平均年齢:18年



注)平均年齢は、建設年度が把握されている施設の平均

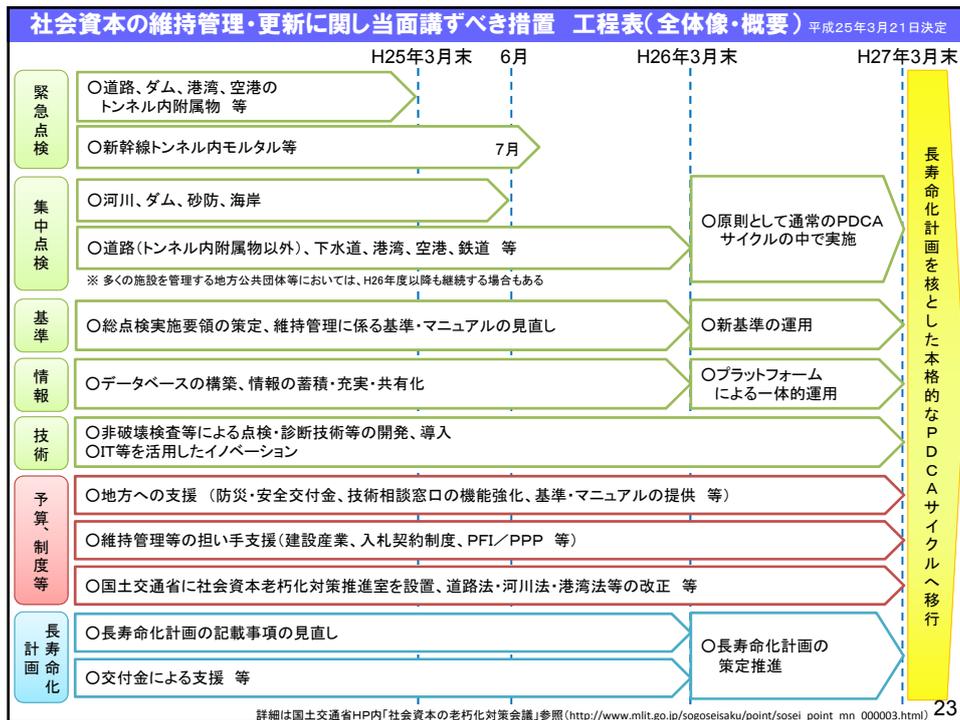
出典:国土交通省調べ

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置(概要)		平成25年3月21日決定
<b>現場を支える制度的な対策</b>		
【課 題】		【当面講ずべき措置】
<p><b>【予算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安定的な予算の確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>防災・安全交付金</b>を創設(H24年度)し、支援メニューの充実(H25年度)</li> </ul>
<p><b>【体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政職員の人員・技術力の確保</li> <li>○建設産業の人材確保・育成</li> <li>○分野横断的な実施体制の整備</li> </ul>		<p>&lt;地方公共団体への支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方整備局等の<b>相談窓口機能</b>等の強化・拡充</li> <li>○<b>技術講習</b>の実施、<b>研修制度</b>の拡充</li> <li>○<b>基準・マニュアル</b>の提供 等</li> </ul>
<p><b>【法令等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理等に係る法律整備</li> </ul>		<p>&lt;維持管理等の担い手支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>複数業務の包括発注、複数年契約、地域維持型契約の更なる活用</b>の検討・実施</li> <li>○技能労働者等の適正評価・育成策を検討・実施 等</li> </ul>
		<p>&lt;国の一元的なマネジメント体制の整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本省に<b>社会資本老朽化対策推進室</b>を設置 等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>点検の規定の整備</b>等(道路法、河川法、港湾法等)</li> </ul>
<b>長寿命化計画の推進</b>		
【課 題】		【当面講ずべき措置】
<p><b>【長寿命化計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内容の充実と策定率の向上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>策定対象の拡大</b>や、防災・安全交付金を活用した<b>策定率の向上</b></li> <li>○<b>記載すべき事項</b>等の見直し</li> </ul>

21

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置(概要)		平成25年3月21日決定
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「<b>社会資本メンテナンス元年</b>」として、今後3か年にわたる<b>当面講ずべき措置</b>を<b>工程表</b>にとりまとめ</li> <li>○<b>総点検</b>と<b>必要な修繕</b>を速やかに実施し、<b>H26年度以降</b>、長寿命化計画の策定等を通じた<b>本格的なPDCAサイクル</b>へ移行</li> </ul> <p style="text-align: right;"><small>※工程表については、随時、見直し</small></p>		
<b>現場管理上の対策</b>		
【主な課題】		【当面講ずべき措置】
<p><b>【点検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常・定期点検では把握されていない<b>要対策箇所</b>への対応</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>緊急点検の実施</b>(H25年3月中に完了) (港湾トンネル附属物の修繕は6月、新幹線トンネルは7月)</li> <li>○優先施設への<b>集中心点検</b> (原則、<b>出水期又はH25年度内</b>に完了)</li> </ul> <p style="text-align: right;"><small>※多くの施設を管理する地方公共団体等においては、H26年度以降も継続する場合がある</small></p>
<p><b>【基準・マニュアル】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者間での<b>点検手法</b>等のばらつき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○各施設の<b>基準等</b>を見直し(原則、H25年度中) <b>H26年度から新基準等</b>で運用</li> </ul>
<p><b>【施設状況等の把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の体系的な蓄積</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○データベース化(H25年度中)</li> <li>○<b>プラットフォームの運用開始</b>(H26年度)</li> </ul>
<p><b>【既存技術の活用や新技術の導入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存技術の分野横断的な活用</li> <li>○新技術の速やかな導入・共有化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>非破壊検査技術</b>等の現場への<b>試行的な導入</b></li> <li>○ニーズを踏まえた<b>先端的技術の適用性</b>等の検討と<b>インフラでの実証</b>等</li> </ul>

22



## 社会資本の老朽化対策会議

国土交通省

**設置主旨**

我が国社会資本の老朽化が急速に進む中で、「国民の命を守る」観点から、社会資本の戦略的な維持管理・更新を推進することが必要。

このため、必要な施策について検討し、着実に実施していくことを目的として、平成25年1月21日に国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」を設置。

**構成員**

国土交通大臣(議長)	国土交通大臣政務官(3名)
国土交通副大臣(2名)	関係局長以上(29名)

**検討状況**

平成25年3月21日、老朽化対策の全体像を、スケジュールを明確にした工程表にしてとりまとめ。

<ポイント>

- まずは点検と的確な修繕を行い、新技術の実証や地方への人的・財政的支援、長寿命化計画の充実など、老朽化対策全般の施策をとりまとめ、本格的なPDCAサイクルの構築を推進。
- 体制強化のため、「社会資本老朽化対策推進室」(室長は事務次官)を設置。

### Ⅲ ダム再生技術

現在国直轄で事業実施中のダム再生技術

国土交通省

- Type A1 既設ダムを運用しながら下流にダム新設
- Type A2 既設ダムを運用しながら嵩上げ
- Type B1 既設ダム堤体に放流管を増設
- Type B2 既設ダム脇に放流トンネルを増設
- Type C 既設ダムの堆砂対策により容量を確保

The map displays various dam regeneration projects across Japan, categorized by type and location:

- Type A1:** 新桂沢ダム (北海道), 夕張シューパロダム (北海道), 津軽ダム (青森), 田沢ダム (岩手), 美和ダム (長野), 徳首ダム (沖縄)
- Type A2:** 新丸山ダム (岐阜), 利賀ダム (富山)
- Type B1:** 天ヶ瀬ダム (京都), 鹿野川ダム (愛媛), 長安ロダム (徳島), 佐久間ダム (静岡, 愛知)
- Type B2:** 天ヶ瀬ダム (京都), 鹿野川ダム (愛媛)
- Type C:** 徳首ダム (沖縄)

## ダム再生の例

### 1 容量の確保・拡大

既存ダムを運用しつつ機能向上に向けた改造を実施するための大水深施工技術



鶴田ダム

### 2 洪水調節能力の増強

既存ダムの容量をより効果的に活用するための大断面の洪水吐トンネルの追加設置技術



天ヶ瀬ダム

### 3 堆砂対策の高度化

ダムへの堆砂を抑制し永続的に貯水する機能を維持するための排砂バイパスの追加設置技術



美和ダム

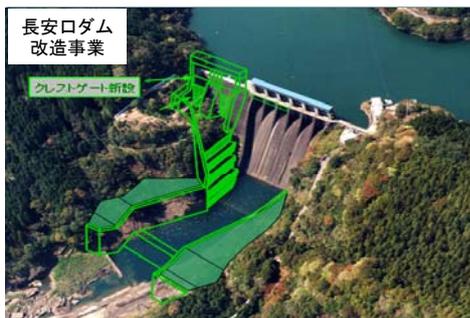
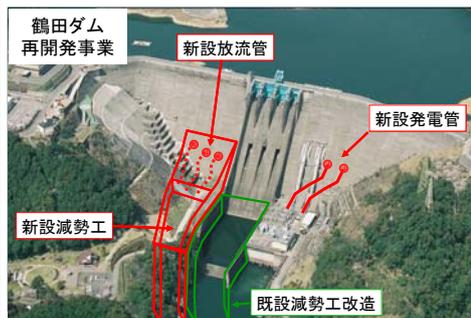
### 4 水環境の向上

ダム下流の河川における水質の変化をより一層抑制するための選択取水設備の追加設置技術

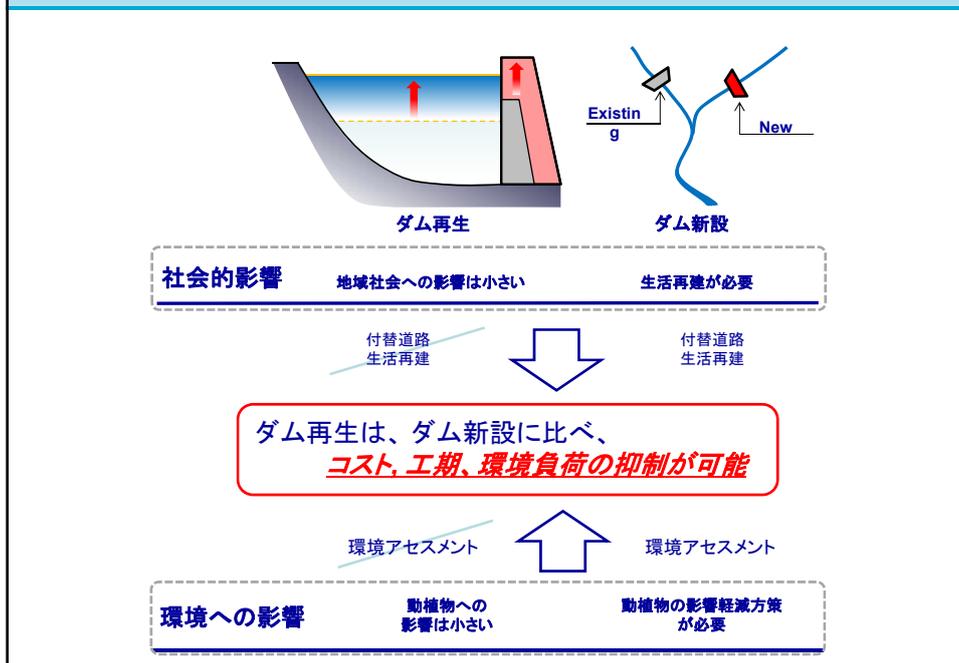


鹿野川ダム

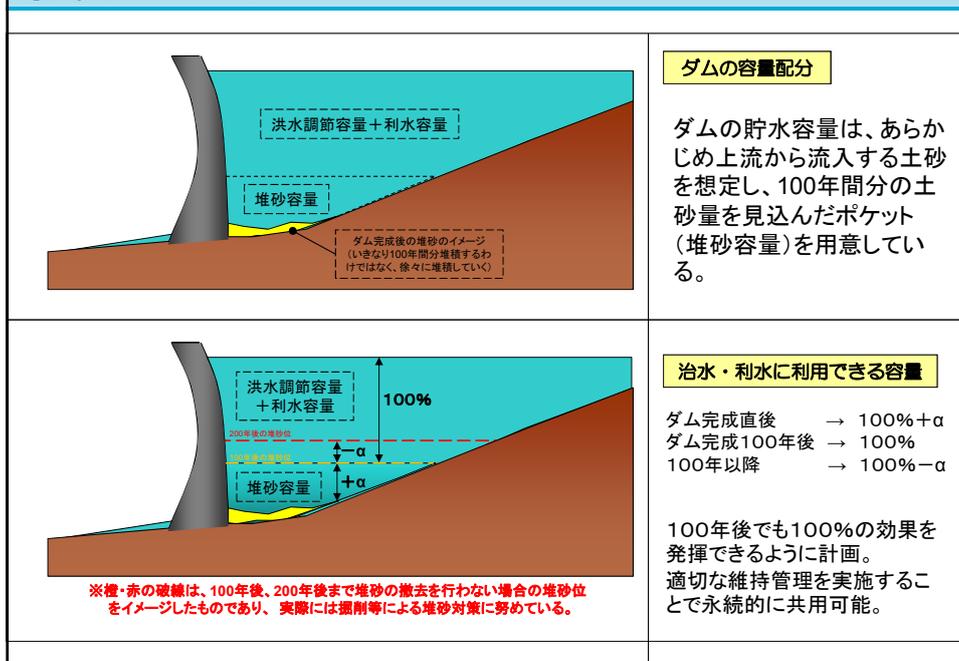
## 既存ストックの有効活用(ダム事業)



## ダム再生技術の特徴



## 堆砂について



国土交通省

## さまざまな堆砂対策

① 堆砂容量の確保

② 貯砂ダム(貯めて取る)

③ 浚渫(取り除く)

④ バイパストンネル(下流へ流す)

⑤ 排砂ゲート(土砂フラッシュ)

⑥ 植林

堆砂容量

貯砂ダム

浚渫機

バイパストンネル

排砂ゲート

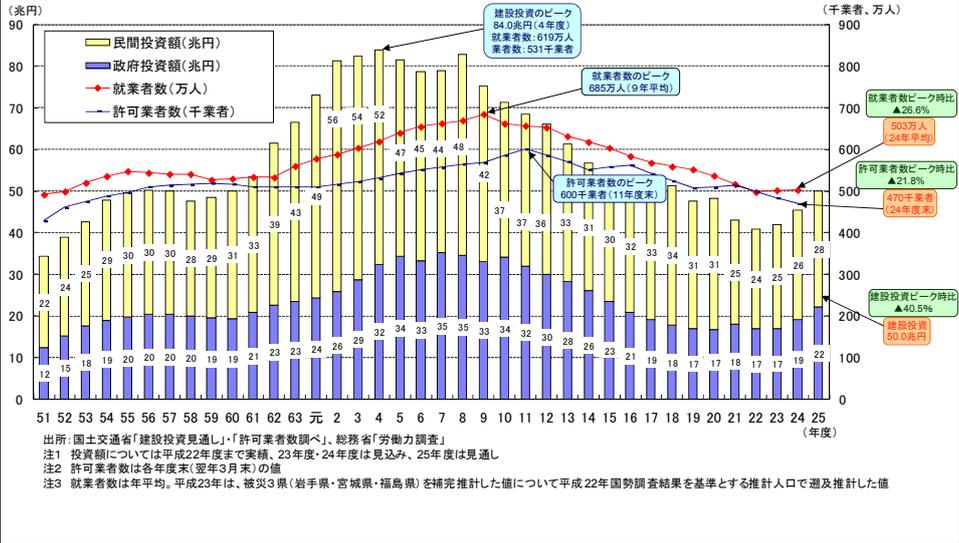
植林

国土交通省

## IV 建設産業と発注行政

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度:約84兆円から22年度:約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、25年度は約50兆円となる見通し(ピーク時から約40%減)。
- 建設業者数(24年度末)は約47万業者で、ピーク時(11年度末)から約22%減。
- 建設業就業者数(24年平均)は503万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。



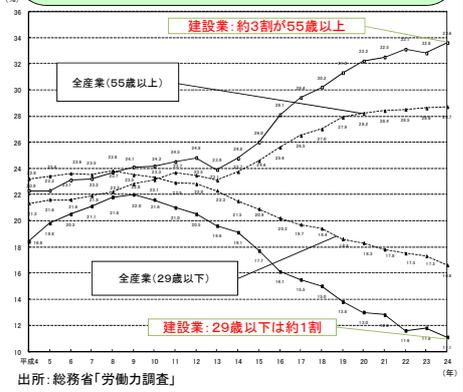
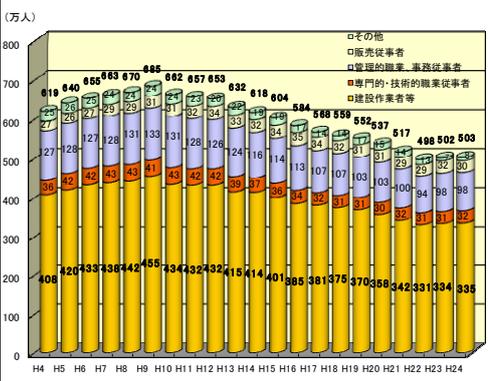
# 技能労働者等の減少、建設業就業者の高齢化の進行

## 技能労働者等の減少

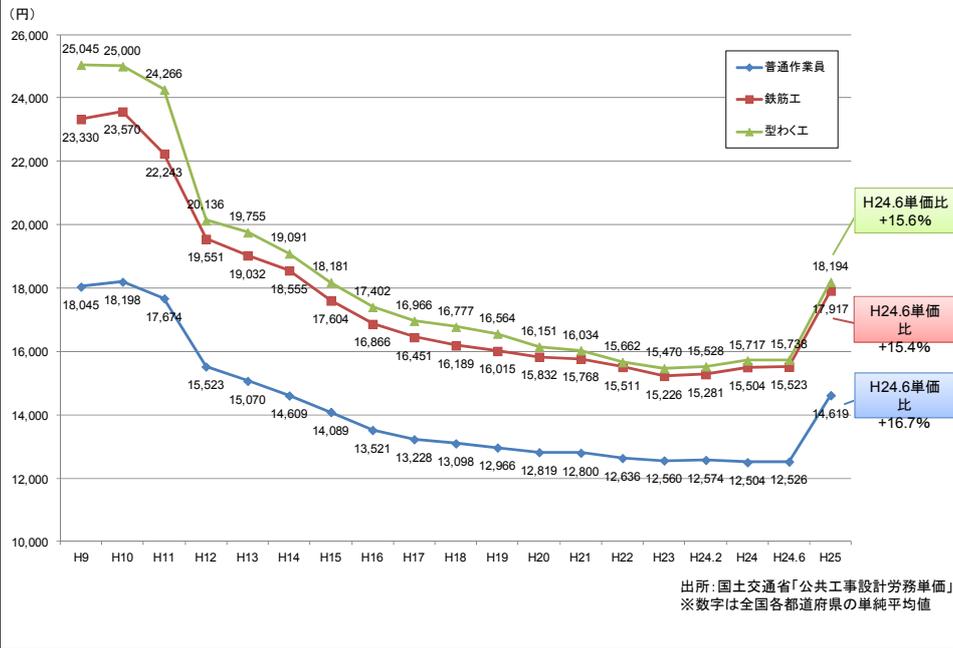
- 建設業就業者: 619万人(H4) → 503万人(H24) ▲ 116万人(▲19%)
- 技術者: 36万人(H4) → 32万人(H24) ▲ 4万人(▲11%)
- 技能労働者: 408万人(H4) → 335万人(H24) ▲ 73万人(▲18%)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成23年と比較して55歳以上が約4万人増加、29歳以下が約3万人減少(平成24年)
- 入職者(新規高卒): 3.4万人(H4) → 1.5万人(H24) ▲58%
- 入職者(新規大卒・院卒等): 2.9万人(H4) → 1.9万人(H24) ▲33%
- ※工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減
- ※少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)



# 公共工事設計労務単価の推移



# 平成25年度 公共工事設計労務単価の概要

## I. 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置 (被災三県について単価を5%引上げ)

➡ 全国 (全職種単純平均値) 前年度比; +15.1%  
➡ 被災三県 (全職種単純平均値) 前年度比; +21.0%

## II. あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

### 建設業団体あて

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払
  - ・適切な価格での下請契約の締結
  - ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
  - ・雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ
- (2) 社会保険等への加入徹底
  - ・元請は、法定福利費相当額 (労働者負担分及び事業主負担分) を適切に含んだ額による下請契約の締結する
  - ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- (3) 若年入職者の積極的な確保
  - 賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保
- (4) ダンピング受注の排除

### 公共発注者あて

- (1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用
- (2) ダンピング受注の排除
  - 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用
- (3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

### 民間発注者あて

- (1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注
  - これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注
- (2) 社会保険料相当額の支払
  - 労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

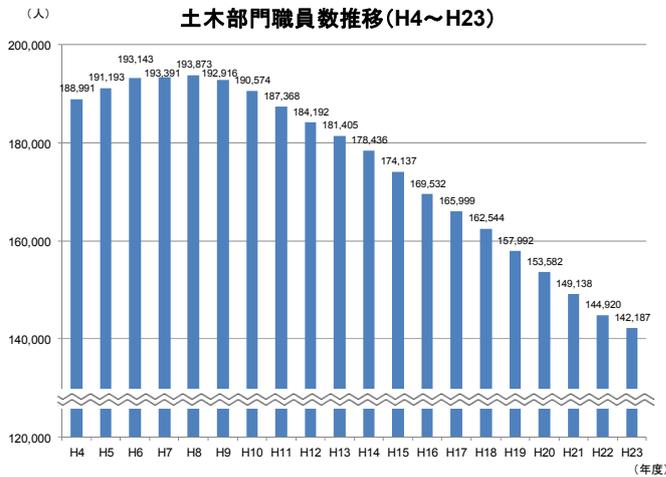
# 土木職員数の推移

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、建設投資ピーク時(H4年度)から約25%減。

部門別の職員数と増減状況

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

区分	平成6年度	平成23年度 (H6年度比)
普通	1,174,514 【193,143】	926,249 (▲21.1) 【142,187】 (▲26.4)
会	1,281,001	1,055,313 (▲17.6)
計	253,994	282,023 (11.0)
警察	145,535	158,062 (8.6)
消防	2,855,044	2,421,647 (▲15.2)
公営企業 等会計	437,448	367,342 (▲14.1)
合計	3,282,492	2,788,989 (▲15.0)



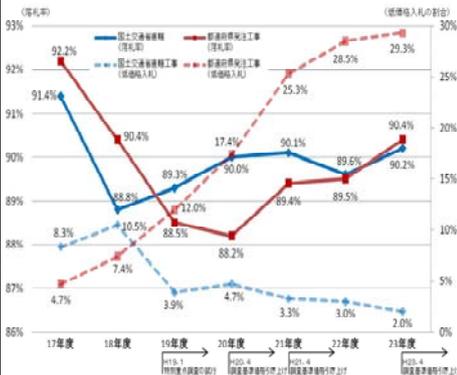
※平成23年度の公営企業等会計部門は、被災11団体の内訳が不明のため、小計に被災11団体の公営企業等会計部門職員数135名を足している。  
 ※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等  
 ※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」

# 地方公共団体におけるダンピング対策の現状

## 国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事における落札率及び低価格入札の発生率の推移

○ 都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合  
 ※2 落札率における国土交通省直轄工事は、8地方整備局で契約した工事(平成17年度までは港湾空港関係除く)  
 ※3 低価格に入札の発生率における国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事(港湾空港関係除く)  
 ※4 平成23年度は速報値であり、今後変更があり得る。

## 最低制限価格制度等の導入状況(H24.9.1現在)

- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を併用  
43都道府県(91.5%)、20政令市(100%)、473市区町村(27.5%)
- 低入札価格調査制度のみ導入  
4県(8.5%)、139市区町村(8.1%)
- 最低制限価格制度のみ導入  
857市区町村(49.9%)
- いずれの制度也未導入  
250市区町村(14.5%)

## 予定価格の事後公表への移行状況(H24.9.1現在)

- 都道府県における移行状況 (H23.9.1 ⇨ H24.9.1)
  - ・事後公表のみ 13団体 15団体 (+2)
  - ・事前公表と事後公表との併用 16団体 17団体 (+1)
  - ※試行を含む。
  - ・事前公表のみ 18団体 15団体 (Δ3)
- 政令指定都市における移行状況 (H23.9.1 ⇨ H24.9.1)
  - ・事後公表のみ 4団体 5団体 (+1)
  - ・事前公表と事後公表との併用 9団体 9団体 (±0)
  - ※試行を含む。
  - ・事前公表のみ 6団体 6団体 (±0)
- 市区町村における移行状況 (H23.9.1 ⇨ H24.9.1)
  - ・事後公表のみ 510団体 527団体 (+17)
  - ・事前公表と事後公表との併用 216団体 219団体 (+3)
  - ※試行を含む。
  - ・事前公表のみ 775団体 758団体 (Δ17)

# 低入札価格調査基準の見直し 国土交通省

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

## 低入札価格調査基準の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～	今回(H25.5.16～)
<b>【範囲】</b> 予定価格の 7.0/10～9.0/10 <b>【計算式】</b> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	<b>【範囲】</b> 予定価格の 7.0/10～9.0/10 <b>【計算式】</b> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

# 低入札価格調査における基準価格等の引上げ 国土交通省

## 低入札価格調査における基準価格の引上げの経緯(国土交通省発注工事)

S62.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H23.3	H23.4～H25.5	H25.5.16～
設定範囲: 2/3～85%	設定範囲: 2/3～85%	設定範囲: 70%～90%	設定範囲: 70%～90%	設定範囲: 70%～90%
<b>【計算式】</b> ・直接工事費の額 ・共通仮設費の額 ・現場管理費×0.20 上記の合計額×1.05	<b>【計算式】</b> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.60 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	<b>【計算式】</b> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.70 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	<b>【計算式】</b> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	<b>【計算式】</b> ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.55 上記の合計額×1.05

## 都道府県における最低制限価格等の見直し状況(H24.9.1現在)

※都道府県の45団体において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上の算定式

- (最低制限価格)
- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **12団体**(北海道、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、和歌山県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県)
  - ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **24団体**(青森県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県)
- (低入札価格調査基準価格)
- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **13団体**(北海道、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、東京都、新潟県、長野県、山口県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県)
  - ・23年4月公契連モデル準用又は同水準: **31団体**(青森県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県)

## 指定都市における最低制限価格等の見直し状況(H24.9.1現在)

※指定都市の15団体(75.0%)において、平成23年4月の国交省の計算式と同等水準以上の算定式

- (最低制限価格) (低入札価格調査基準価格)
- ・23年4月公契連モデルより高い水準に設定: **3団体**(札幌市、川崎市、相模原市)
  - ・23年4月公契連モデルを準用又は同水準: **12団体**(さいたま市、千葉市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市)

